

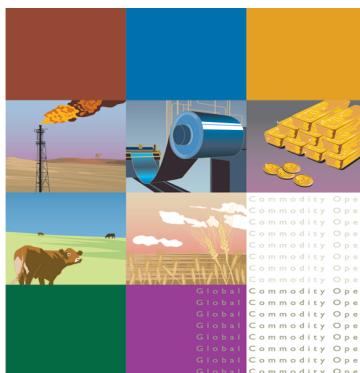
2013.1

グローバル・コモディティ・オープン (毎月分配型)

追加型投信 内外 その他資産(商品) インデックス型

【投資信託説明書（交付目論見書）】

(2013年1月11日)



商品分類				属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	内外	その他資産(商品)	インデックス型	債券 その他債券(高格付債)	年12回(毎月)	グローバル(日本を含む)	なし	その他(S&P GSCI商品指数)

* 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

＜委託会社＞ 野村アセットマネジメント株式会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号 ■設立年月日:昭和34年(1959年)12月1日

■資本金:171億円(平成24年11月末現在) ■運用する投資信託財産の合計純資産総額:14兆7142億円(平成24年10月31日現在)

＜受託会社＞ 三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうグローバル・コモディティ・オープン(毎月分配型)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を平成25年1月10日に関東財務局長に提出しており、平成25年1月11日にその効力が生じております。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

照会先

野村アセットマネジメント株式会社

★サポートダイヤル★ 0120-753104
<受付時間>営業日の午前9時~午後5時



★ホームページ★

<http://www.nomura-am.co.jp/>



★携帯サイト★ (基準価額等)

<http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

S&P GSCITM商品指數[※]が表す世界の商品(コモディティ)市況全体について、その中長期的な動きを概ね捉える投資成果を目指します。

※当ファンドでは、「S&P GSCITM商品指數」を「S&P GSCI商品指數」といいます。

なお当ファンドでは、「S&P GSCI商品指數」を円換算したものを運用にあたって参考する指標とします。

この指標は、「S&P GSCI商品指數」を委託会社が独自に円換算したものです。

■S&P GSCI商品指數とは■

S&P GSCI商品指數とは、商品(コモディティ)価格のベンチマークとして1991年にゴールドマン・サックスにより設計され、また2007年2月にスタンダード＆プアーズ社によって買収され、S&P GSCI商品指數に名称変更されたインデックスです。(以前の名称を「GSCI[®]指數」といいます。)

2012年12月現在、小麦、カンザス小麦、とうもろこし、大豆、綿、砂糖、コーヒー、ココア、牛肉、生牛、豚肉、金、銀、アルミニウム、銅、鉛、ニッケル、亜鉛、WTI、ブレント、ガソリン、ヒーティングオイル、ガスオイル、天然ガスの24の商品先物で構成され、世界生産金額により加重平均されています。

ファンドの特色

■主要投資対象

S&P GSCI商品指數の騰落率に償還価額等が連動する、外貨建ての証券(指数連動債または指數連動証券[※]等(「仕組債等」といいます。))を主要投資対象とします。

※指數連動債・指數連動証券とは、償還価額が対象指數の数値や騰落率等によって変動するよう設計されたもので、売買価格も当該対象指數に概ね連動する傾向があります。

■投資方針

●投資にあたっては、複数の発行体が発行する仕組債等に投資するよう努めます[※]。

※ファンドの純資産総額が少ない場合等には、複数の発行体が発行する仕組債等へは投資できない場合があります。

◆投資を行なう仕組債等は、原則としてA格以上の格付を有する[※]信用度の高いものとします。

※格付のない場合には、委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。

◆仕組債等の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

●外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

■指數の著作権等について■

「S&P GSCI」「GSCI」は、スタンダード＆プアーズ ファイナンシャル サービシーズ エル エル シーの所有する登録商標であり、野村アセットマネジメントに対して利用許諾が与えられています。スタンダード＆プアーズは、当ファンドを支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また当ファンドへの投資適合性について何ら表明するものではありません。GSCI(そのサブ・インデックスを含む)はゴールドマン・サックス社又はその関連会社によって所有・支持・承認されるものではありません。

■主な投資制限

株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

■分配の方針

原則、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

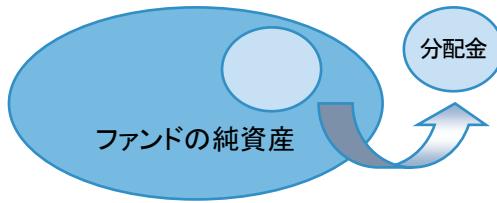
分配金額は、利子・配当等収益等の水準および基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

■分配金に関する留意点■

- 分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。



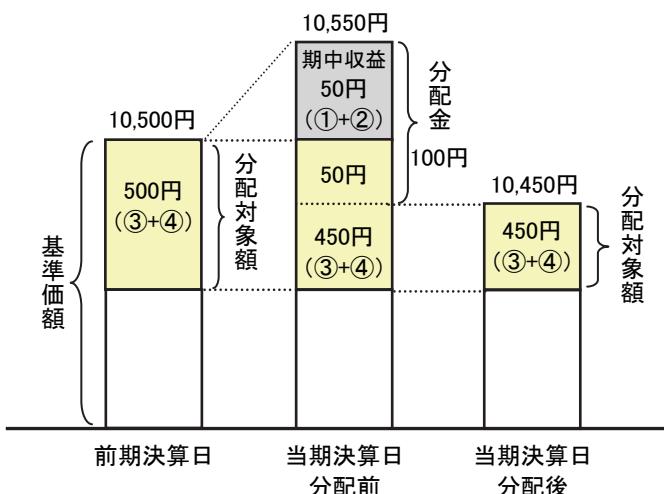
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

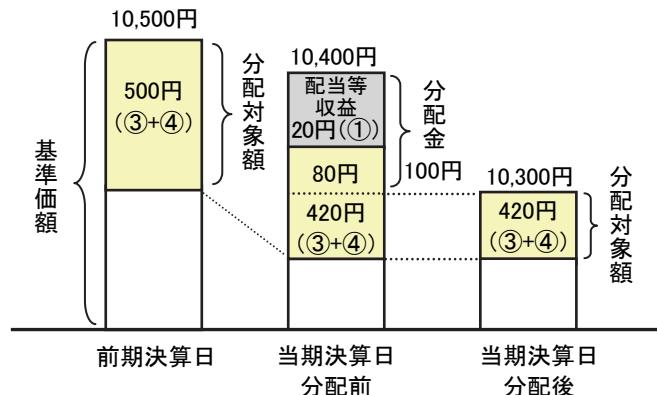
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。

前期決算から基準価額が上昇した場合



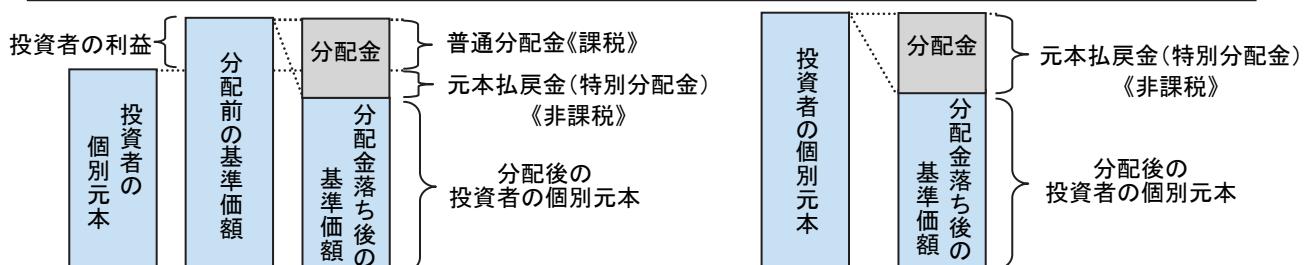
前期決算から基準価額が下落した場合



- 投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

◇普通分配金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。

◇元本払戻金 … 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が(特別分配金)元本払戻金(特別分配金)となります。



※投資者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

(注)普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

商品(コモディティ) 市況変動リスク	ファンドは商品(コモディティ)指数の騰落率に償還価額等が連動する仕組債等に投資を行ないますので、商品指数の変動および商品市況の変動の影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。
流動性リスク	ファンドが投資を行なう仕組債等においては、取引する第一種金融商品取引業者の数が一般的に限られているため、流動性は必ずしも高くありません。また、発行体の信用度が悪化した場合には流動性が極めて低くなることが想定されます。そのような場合には、希望する時期、価格で当該仕組債等を売買できない場合があり、ファンドの基準価額が大きく下落する可能性があります。

* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドが投資を行なう仕組債等の発行体の信用度の悪化により、仕組債等の流動性が極めて低くなる場合には、当該仕組債の売買価格が対象指数との連動性を失う場合があり、その結果、ファンドの基準価額も対象指数との連動性を失う場合があります。また、ファンドの投資成果が対象指数または当該指数を円換算したものとの連動または上回ることを保証するものではありません。なお、発行体の信用リスクが顕在化した場合には、ファンドの購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入、換金の各お申込みの受付を取り消す場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっています。

- パフォーマンスの考查
投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理
投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

運用実績 (2012年11月30日現在)

基準価額・純資産の推移

(日次: 設定来)



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

2012年11月	5 円
2012年10月	5 円
2012年9月	5 円
2012年8月	5 円
2012年7月	5 円
直近1年間累計	60 円
設定来累計	2,405 円

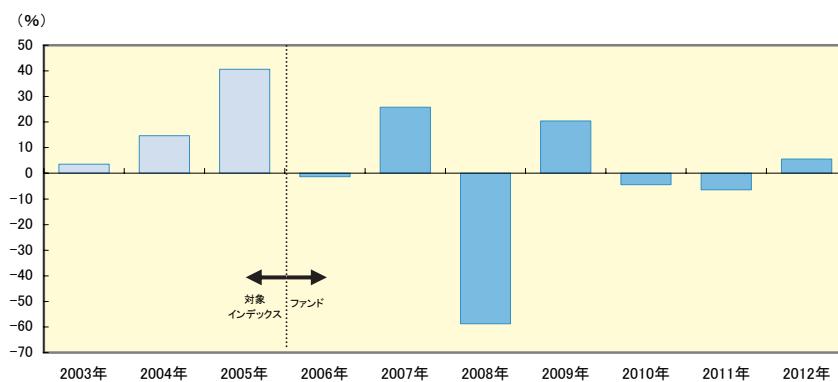
主要な資産の状況

銘柄別投資比率

順位	銘柄	種類	投資比率 (%)
1	GSCIER/CREDIT SUISSE	特殊債券	38.0
2	GSCIER/BARCLAYS	特殊債券	35.6
3	GSCIER/UBS	特殊債券	24.6

年間收益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2003年から2005年は対象インデックスの年間收益率。
- ・2006年は設定日(2006年10月30日)から年末までのファンドの收益率。
- ・2012年は年初から運用実績作成基準日までのファンドの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●対象インデックスの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	購入コース	購入単位
	一般コース(分配金を受取るコース)	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)または 1万円以上1円単位
	自動けいぞく投資コース(分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位 (原則、購入後に購入コースの変更はできません。)
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額 (ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)	
購入代金	原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。	
換金単位	購入コース	換金単位
	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位
	自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額	
換金代金	原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。	
申込締切時間	午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。	
購入の申込期間	平成25年1月11日から平成26年1月16日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。	
換金制限	1日1件5億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。	
申込不可日	販売会社の営業日であっても、申込日当日が下記のいずれかの条件に該当する場合には、原則、購入、換金の各お申込みができません。 ・「S&P GSCI商品指数の算出日」と同日付でない場合。 ・ニューヨークまたはロンドンのいずれかの休日(銀行の通常営業日以外の日)と同日付の場合。	
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことがあります。	
信託期間	平成28年10月20日まで(平成18年10月30日設定)	
繰上償還	受益権口数が30億口を下回った場合、S&P GSCI商品指数に改廃のある場合等は償還となる場合があります。	
決算日	原則、毎月20日(休業日の場合は翌営業日)	
収益分配	年12回の決算時に分配を行ないます。(再投資可能)	
信託金の限度額	5000億円	
公 告	原則、 http://www.nomura-am.co.jp に電子公告を掲載します。	
運用報告書	4月、10月のファンドの決算時、償還時に運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。	
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度、配当控除の適用はありません。	

※購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入価額に3.15%(税抜3.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。)
信託財産留保額	換金時に、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。 ファンドの信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬率の配分は下記の通りとします。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年1.3125%(税抜年1.25%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配分 (税抜)</td> <td>委託会社</td> <td>年0.60%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>販売会社</td> <td>年0.60%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>受託会社</td> <td>年0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬率		年1.3125%(税抜年1.25%)	配分 (税抜)	委託会社	年0.60%		販売会社	年0.60%		受託会社	年0.05%
信託報酬率		年1.3125%(税抜年1.25%)											
配分 (税抜)	委託会社	年0.60%											
	販売会社	年0.60%											
	受託会社	年0.05%											

その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・ファンドに関する租税、監査費用 等
------------	--

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10.147%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して10.147%

* 上記は平成25年1月現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

* 法人の場合は上記とは異なります。

* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

このページは、野村證券株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではありません。)

目論見書補完書面（投資信託）

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しするものです。
この書面、手数料に関する記載および目論見書の内容をよくお読みください。)

当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。

当社が投資信託の取扱いについて行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、次の方法によります。

- ・ 国内投資信託のお取引にあたっては、保護預り口座の開設が必要となります。外国投資信託のお取引にあたっては、外国証券取引口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文は、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部を（前受金等）お預かりした上で、お受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預かりしていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預かりいたします。
- ・ ご注文されたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当ファンドの販売会社の概要

商号等	野村證券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号
本店所在地	〒103-8011 東京都中央区日本橋 1-9-1
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	100億円
主な事業	金融商品取引業
設立年月	平成13年5月
連絡先	03-3211-1811 又はお取引のある本支店にご連絡ください。

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等について

お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店までお申し出ください。

なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。

※当ファンドに関するお問い合わせは、お取引のある本支店にご連絡ください。

【金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項】

当ファンドは、主として「S&P GSCI 商品指数」の騰落率に償還価額等が連動する外貨建ての仕組債等を投資対象としますので、金利や為替の変動および「S&P GSCI 商品指数」の変動による債券価格の下落により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、組入れ債券の発行体の倒産・財務状況の悪化等によりファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

「グローバル・コモディティ・オープン（毎月分配型）」の購入時手数料について

- ◆ファンドに係る購入時手数料は無手数料とします。
- ◆野村證券株式会社における購入単位は、以下のとおりになります。（購入後のコース変更はできません。）
 - 一般コース：1万口以上1万口単位
 - 自動けいぞくコース：1万円以上1円単位

詳しくは野村ネット＆コールのウェブサイトをご確認ください。